

## 天童市広告掲載基準

平成21年11月26日

天童市告示第144号

(趣旨)

第1条 この基準は、天童市有料広告掲載の取扱いに関する規程（平成21年市告示第142号）第3条に規定する掲載する広告の基準を定めるものであり、本市の広告媒体への広告掲載（以下「広告掲載」という。）の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 本市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならぬため、広告の内容及び表現は、広告掲載にふさわしい信用性及び適切性のあるものでなければならない。

(広告媒体ごとの基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告の内容、デザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を作成することができる。

(規制基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する内容の広告は、広告掲載をしない。

- (1) 人権侵害、差別、名誉毀損等のおそれがあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
  - ア 選挙、政党若しくは政治団体又は政治活動に関するもの
  - イ 宗教団体による布教活動を主な目的とするもの
  - ウ 個人、団体等の意見の宣伝となるもの
  - エ 政治、宗教、倫理、文化、社会及び経済に関する問題等で国内の世論が大きく分かれているもの
- (3) 天童市暴力団排除条例（平成24年条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）が経営し、若しくは支配する団体、暴力団等と関係を持つ団体又は暴力団等に協力する団体並びに暴力団等と関係を持つ個人又は暴力団等に協力する個人に係るもの
- (4) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
  - ア 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
  - イ 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現を含むもの

- ウ 射幸心を著しくあおるもの（投機的商品に関するものを含む。）
  - エ 虚偽の内容を表示するもの
  - オ 法令等で認められていない業種、商法及び商品に関するもの
  - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等に関するもの
  - キ 責任の所在が明確でないもの
  - ク 広告の内容が明確でないもの
  - ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が広告主、商品、サービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような印象を与える表現を用いたもの
- (5) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に関するもの及びこれに類似するもの
  - イ 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する内容で、広告に表示する必然性がある場合については、その都度広告掲載の適否を検討するものとする。
  - ウ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現を含むもの
  - エ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現を含むもの
  - オ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
  - カ ギャンブル等を肯定するもの
  - キ たばこに関するもの（喫煙マナーの向上、受動喫煙防止等に関するものを除く。）
  - ク 青少年の身体若しくは精神又は教育に有害なもの
- (6) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるもの
- ア 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
  - イ 非科学的なもの又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
  - ウ ア、イに掲げるもののほか、公序良俗に反するもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本市の広告媒体への広告掲載が不適切と考えられるもの
- ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - イ 広告媒体の公益性を損なうおそれがあるもの
  - ウ 本市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
  - エ アからウまでに掲げるもののほか、広告掲載が適当でないと市長が認めるもの

（業種ごとの基準）

第5条 広告媒体の主管課は、広告掲載の都度、次に掲げる業種ごとの基準に基づき、掲載の可否、表示内容等を審査する。

- (1) 薬局、医薬品等 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具（健

康器具、コンタクトレンズ等)については、薬事法(昭和35年法律第145号)を遵守すること。なお、不明な点は、関係機関へ確認する。

- (2) 健康食品等 いわゆる健康食品、保健機能食品及び特別用途食品については、健康増進法(平成14年法律第103号)及び食品衛生法(昭和22年法律第233号)を遵守すること。なお、不明な点は、関係機関へ確認する。

- (3) 病院、診療所及び助産所

ア 医療法(昭和23年法律第205号)第6条の5及び第6条の7の規定、関連法令、厚生労働省の告示、同省の医療広告ガイドラインに定める広告規制等の関連規定に違反しないこと。

イ マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。赤十字のマークや名称は自由に用いることができない。なお、不明な点は、関係機関へ確認する。

- (4) 施術所(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復)

ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号。以下、「あはき法」という。)第7条又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。

ウ あはき法、柔道整復師法で認められている者を除いて、医業類似行為についての広告は掲載できない。医業類似行為に当たるかどうか疑義がある場合には、業務内容の確認を行うとともに、必要に応じて関係機関への照会を行う。

- (5) 介護保険法に規定するサービス、その他高齢者福祉サービス等

ア 介護老人保健施設については、介護保険法(平成9年法律第123号)第98条の規定により広告できる事項以外の事項は、広告できない。

イ 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。

ウ 有料老人ホームにあつては、有料老人ホーム設置運営標準指導指針(平成18年3月31日付け老発第331002号厚生労働省老健局長通知)に規定する事項を遵守し、所管都道府県の指導に基づいたものであること。また、有料老人ホーム等に関する不当な表示(平成16年4月2日付け公正取引委員会告示第3号)に抵触しないこと。

- (6) 不動産事業

ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、宅地建物取引業免許等を明記する。

イ 不動産の売買及び賃貸に関する広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記する。

ウ 不動産公正取引協議会連合会が定めた不動産の表示に関する公正競争規約による表示規制に従う。

エ 契約を急がせる表示は掲載しない。

(7) 人材募集

ア 労働関係法令を遵守すること。

イ 人材募集に見せかけた売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは認めない。

ウ 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけ又は資金集めを目的としているものは掲載しない。

(8) 語学教室等 安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

(9) 学習塾、予備校等（専門学校を含む。）

ア 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。

イ 通信教育、講習会、塾又は学校と類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。

(10) 資格講座

ア 民間の講習業者が労務管理士等の名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。受講する講座の資格が国家資格でない場合は、その旨を明記すること。

イ 行政書士講座等の講座では、その講座を受講するだけで国家資格が取れるように誤解を招くような表現は使用しない。資格の取得に国家試験での合格が必要な場合は、その旨を明記すること。

ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけ又は資金集めを目的としているものは掲載しない。

エ 受講に係る費用がすべて公的な補助・給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

(11) 旅行業

ア 旅行業登録番号、所在地、補償等の内容を明記する。

イ 不当表示に注意する。

(12) 通信販売業 返品等に関する規定が明確に表示されていること。

(13) 古物商リサイクルショップ等

ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

イ 一般廃棄物処理業に係る市町村長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。

(14) 質屋、チケット等再販売業

ア 個々の相場、金額等の表示はしない。

イ 有利さを誤認させるような表示はしない。

(15) 映画、興業等

ア 暴力、とばく、麻薬、売春等の行為を容認するような内容のものは掲載しない。

イ 性に関する表現で、露骨なもの、又はわいせつと判断されるものは掲載しない。

ウ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。

エ 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。

オ アからエまでに掲げるもののほか、青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。

(16) その他注意を要する表示

ア 割引価格の表示 割引価格を表示する場合は、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

イ 比較広告 主張する内容が客観的に実証されていること（根拠となる資料が必要）。

ウ 無料で参加・体験できるもの 費用がかかる場合があるときには、その旨を明示すること。

エ 責任の所在、内容及び目的の明示 広告主の法人名又は代表者名を明記する。また、広告主の所在地及び連絡先を明示する。

オ 肖像権、著作権に関するもの 肖像権、著作権の無断使用がないか確認をする。

カ 宝石の販売 虚偽の表現に注意する（公正取引委員会に確認の必要あり。）。

キ アルコール飲料

（ア） 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること

（イ） 飲酒を誘発するような表現の禁止

（ホームページに関する基準）

第6条 ホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているホームページの内容についても、その性質上可能な範囲かつ社会通念上合理的な範囲で、この基準を適用する。

附 則

この基準は、平成21年12月1日から施行する。

この基準は、告示の日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

この基準は、令和3年4月1日から施行する。